

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和4年3月3日（木曜日）
午前10時0分開会、午前11時22分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
高橋穩至副委員長、城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、畠山担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
石川政策企画部長、坊良副部長兼首席調査監、
照井技術参事兼政策企画課総括課長、村上広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、
西野参事兼行政経営推進課総括課長、加藤人事課総括課長、山田財政課総括課長、
今野税務課総括課長、平野管財課総括課長
 - (3) 復興防災部
戸館復興防災部長、菊池副部長兼復興危機管理室長、吉田総括危機管理監、
高橋企画課長、武蔵放射線影響対策課長、澤田復興くらし再建課総括課長、
中里防災課総括課長
 - (4) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、松村参事兼市町村課総括課長、小國地域振興室長、
高橋交通政策室長、大越企画課長
 - (5) I L C推進局
高橋 I L C 推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長
 - (6) 出納局
永井出納局長、藤澤副局長兼総務課総括課長

- (7) 人事委員会事務局
今野人事委員会事務局長、藤村職員課総括課長
- (8) 監査委員事務局
小畑監査委員事務局長、小守参事兼監査第一課総括課長
- (9) 警察本部
長谷川警務部長、吉田参事官兼警務課長、米沢参事兼会計課長
- (10) 議会事務局
下山議会事務局次長、米澤総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第12号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係

第5項 選挙費

第6項 復興防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第2項 県民生活費中 復興防災部関係

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第2条第2表中

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第4項 地域振興費

第6項 復興防災費

第9款 警察費

第4条

イ 議案第49号 令和3年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）

ウ 議案第50号 令和3年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

エ 議案第65号 和解に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

城内よしひこ委員、高橋穂至委員及び高橋こうすけ委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付していただいております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算第（12号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税费、第4項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第5項選挙費、第6項復興防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費のうち復興防災部関係、第9款警察費、第12款公債費、第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第4項地域振興費、第6項復興防災費、第9款警察費、第4条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止を図りつつ、社会生活、経済活動を支えるため、医療提供体制の強化や生活福祉資金貸付期間の延長、いわて旅応援プロジェクトの実施に必要となる予算、国の補正予算に応じた公共事業、県税等歳入の最終見込み、除雪等の緊要な課題に対応する経費など、歳出額の整理に係る予算を計上しました。さらに、財政健全化を確実に推進するため、県債管理基金の積立て、繰上償還に要する経費を計上したものです。

議案（その4）の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321億9,130万7,000円を増額し、補正後現計を9,003億1,267万9,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから10ページの第1表のとおりでございますが、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説

明いたします。

次に、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債につきましては、順次各表により御説明申し上げます。

11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正につきましては、当委員会所管に係るものは、2款総務費のうち、1項総務管理費から6項復興防災費、20 ページ、9 款警察費でございまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて14 事業を追加しております。

続きまして、23 ページからの第3表債務負担行為補正につきましては、当委員会所管に係るものはございません。

次に、25 ページをお開き願います。第4表地方債補正につきましては、一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備など3件を追加で発行しようとするものでございます。

また、26 ページから27 ページ、通信施設管理（復興防災）など17件について、起債限度額を変更しようとするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書の3 ページをお開き願います。まず、歳入についてでございますけれども、1 款県税につきましては、直近の徴収実績等を踏まえて、それぞれ増額、減額補正をするものでございます。

1 項県民税は、17 億 5,500 万円の増となっております。

4 ページ、2 項事業税につきましては、84 億 8,500 万円の増となっております。

5 ページ、3 項地方消費税につきましては、5 億 2,800 万円の増となっております。

6 ページ、4 項不動産取得税につきましては、4 億 700 万円の増となっております。

7 ページ、5 項県たばこ税は、1 億 1,900 万円の増となっております。

8 ページ、6 項ゴルフ場利用税につきましては、3,800 万円の増となっております。

9 ページ、7 項軽油引取税につきましては、引取り数量が見込みを下回ったことにより1 億 9,800 万円の減となっております。

10 ページ、8 項自動車税につきましては、種別割の課税台数が見込みを上回ったこと等により、2 億 4,400 万円の増となっております。

12 ページ、10 項狩猟税につきましては、100 万円の増となっております。

13 ページ、11 項産業廃棄物税につきましては、500 万円の増となっております。

14 ページ、12 項旧法による税につきましては、令和元年9月以来の自動車税に関するものでございますけれども、こちらは200 万円を増額するものとなっております。

15 ページ、2 款地方消費税清算金につきましては、全国の税収が見込みを上回ったため、9,200 万円の増となっております。

16 ページ、3 款地方譲与税につきましては、国税の直近の徴収実績を踏まえ、それぞれ増額、減額補正するものでございまして、1 項特別法人事業譲与税につきましては、61 億 8,500 万円の増となっております。

17 ページ、2 項地方揮発油譲与税につきましては、2,500 万円の増となっております。

18 ページ、3 項石油ガス譲与税につきましては、500 万円の増となっております。

19 ページ、4 項自動車重量譲与税につきましては、700 万円の増となっております。

20 ページ、7 項航空機燃料譲与税につきましては、2,500 万円の減となっております。

21 ページ、4 款地方特例交付金につきましては、3,073 万 5,000 円の増となっております。

22 ページ、5 款地方交付税は、普通交付税の追加交付等を踏まえ、182 億 2,474 万 4,000 円の増となっております。

23 ページ、6 款交通安全対策特別交付金は、340 万 3,000 円の減となっております。

24 ページ、7 款分担金及び負担金につきましては、国経済対策分の各種事業の補正に伴う増額、事業費の確定に伴う整理等でございます。まず 1 項分担金につきましては、5 億 2,983 万 5,000 円の増となっております。

26 ページ、2 項負担金につきましては、10 億 4,784 万円の増となっております。

27 ページ、8 款使用料及び手数料につきましては、最終的な収入見込みにより整理を行ったものでございまして、30 ページまで飛んでいただきまして、1 項使用料につきましては、3 億 2,607 万 1,000 円の減となっております。

また、飛んでいただきまして、34 ページ、2 項手数料につきましては、1 億 387 万 8,000 円の減となっております。

35 ページ、9 款国庫支出金につきましては、国の経済対策分の特殊事業の補正に伴う増額、事業費の確定等による整理でございます。

37 ページの 1 項国庫負担金につきましては、17 億 1,306 万 8,000 円の減となっております。

また、51 ページに飛んでいただきまして、2 項国庫補助金につきましては、109 億 3,224 万 5,000 円の増となっております。

また、54 ページの 3 項委託金につきましては、2 億 2,730 万 7,000 円の減となっております。

55 ページ、10 款財産収入につきましては、財産貸付による整理、不動産の売払実績による整理等でございます。1 項財産運用収入につきましては、1,224 万 1,000 円の減となっております。

また、57 ページの 2 項財産売払収入につきましては、1 億 4,823 万 2,000 円の減となっております。

58 ページ、11 款寄附金につきましては、ふるさと岩手応援寄付の増などにより、1 億 1,664 万 6,000 円の増となっております。

59 ページ、12 款繰入金につきましては、各繰入金の整理等を行うものでございまして、1 項特別会計繰入金につきましては、4,350 万 6,000 円の増となっております。

60 ページ、2 項基金繰入金につきましては、19 億 5,207 万 3,000 円の減となっております。

61 ページ、14 款諸収入につきましては、各種事業の補正に伴う増額のほか、事業費の確定による整理等でございます。1 項延滞金、加算金及び過料等は、4,692 万 3,000 円の減となっております。

62 ページ、2 項預金利子につきましては、185 万 8,000 円の増、63 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入は、9 億 9,944 万円の増となっております。

64 ページ、4 項貸付金元利収入につきましては、187 億 5,901 万 7,000 円の減となっております。

65 ページ、5 項受託事業収入につきましては、1 億 8,534 万 7,000 円の減となっております。

66 ページ、6 項収益事業収入は、443 万 4,000 円の減となっております。

67 ページ、7 項利子割精算金収入は、1,000 円の減となっております。

飛んでいただきまして、72 ページ、8 項雑入につきましては、2 億 2,811 万 9,000 円の増となっております。

また、76 ページの 15 款県債につきましては、国の経済対策に係る公共事業の増に伴う発行であったり、財政健全化に向けた臨時財政対策債の発行抑制などにより、58 億 4,333 万 4,000 円の増となっております。

県債現在高の見込みにつきましては、238 ページをお開き願います。238 ページの一番右下の欄になりますけれども、令和 3 年度末現在高見込額は、1 兆 2,617 億 7,993 万 2,000 円となるものでございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。歳出につきましては、基本的には所要額の確定等に伴う減額補正でございまして、説明に当たりましては、増額となっているものを中心に御説明させていただきます。

78 ページにお戻り願います。1 款議会費、1 項議会費につきましては、4,011 万 8,000 円の減となっております。

79 ページ以降、2 款総務費のうち、81 ページ、1 項総務管理費、4 目財政管理費でございますけれども、財政健全化を着実に推進するため、将来の財政需要への備えとして、財政調整基金及び県債管理基金への積立金として、約 265 億円を計上しております。

83 ページ、総務管理費全体では、258 億 2,848 万 5,000 円の増となっております。

続きまして、86 ページ、2 項企画費につきましては、9,954 万 4,000 円の減となっております。

88 ページ、3 項徴税费につきましては、9,952 万 5,000 円の減となっております。

続きまして、89 ページ、4 項地域振興費のうち、90 ページ、3 目交通対策費でございますけれども、バス運行対策費として 6,031 万 6,000 円を計上しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、運行欠損額に対する補助対象額を拡充し、バス事業者を支援しようとするものでございます。地域振興費全体では、91 ページのとおりでございますけれども、3 億 2,046 万 4,000 円の減となっております。

なお、1目地域振興総務費に関しましては、商工建設委員会に付託される事業でございますので、当該事業を除いた当委員会付託の補正額は2億9,821万2,000円の減でございます。

続きまして、93ページ、5項選挙費は、1,338万1,000円の減となっております。

95ページ、6項復興防災費につきましては、東日本大震災復興交付金の国への償還に要する経費などございまして、9億763万4,000円の増となっております。

97ページ、7項統計調査費につきましては、1,585万6,000円の減となっております。

102ページ、9項人事委員会費につきましては、1,345万5,000円の増となっております。

104ページ、10項監査委員費につきましては、1,160万8,000円の減となっております。

111ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費のうち、2目交通安全対策費につきましては23万2,000円の減でございます。

続いて、117ページをお開き願います。5項災害救助費につきましては、災害救助費国庫負担金の額の確定に伴う償還金などにより1億1,990万2,000円の増となっております。

飛びまして、186ページをお開き願います。9款警察費、1項警察管理費につきましては、5億586万7,000円の減となっております。

188ページの2項警察活動費につきましては、4,903万3,000円の減となっております。

また、飛びまして、215ページをお開き願います。12款公債費につきましては、財政健全化に向けた臨時財政対策債の繰上償還に要する経費など、43億6,539万3,000円の増となっております。

続きまして、216ページ、13款諸支出金の主な内容について御説明を申し上げます。2項公営企業負担金につきましては、県立病院等事業会計負担金の増等により12億1,333万1,000円の増となっております。

217ページ、3項地方消費税清算金につきましては、消費税収入の増に伴い、2億8,404万円の増となっております。

218ページ、4項利子割交付金につきましては、1,116万6,000円の減となっております。

以降も税収の最終見込みを踏まえての整理でございますけれども、219ページ、5項配当割交付金につきましては、1億1,961万5,000円の増となっております。

220ページの6項株式等譲渡所得割交付金につきましては、3億350万7,000円の増となっております。

221ページ、7項法人事業税交付金につきましては、6億5,353万2,000円の増となっております。

222ページ、8項地方消費税交付金につきましては、4,664万6,000円の増となっております。

223ページ、9項ゴルフ場利用税交付金につきましては、3,190万8,000円の増となっております。

224ページの10項自動車取得税交付金につきましては、213万6,000円の増となってお

ります。

225 ページ、11 項環境性能割交付金につきましては、1,577 万 2,000 円の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 きこのの本会議で質疑が交わされたところでありますけれども、財政調整基金積立金と県債管理基金の積立金が、かなり多額になっておりますけれども、これの原資と、その仕組みについて再度御説明をいただきたいと思っております。

○山田財政課総括課長 財政調整基金と県債管理基金への積立ての仕組みという観点でございますけれども、まず財政調整基金につきましては令和 3 年度の県税収入が当初の見込みを上回ったというところで、地方交付税の制度として、いわゆる上振れをした場合には後年度 3 カ年、令和 4 年度、5 年度、6 年度において地方交付税を減額するという仕組みになっております。これが実質的な国庫への返還という形ですけれども、こちらの金額が 115 億円程度、116 億円弱ということで、財政調整基金に積立てを行わせていただいております。

続きまして、県債管理基金への積立てという観点でございますけれども、今般国が令和 3 年度補正予算におきまして、将来の臨時財政対策債の償還費見合いとして追加交付を行っております。その金額が 150 億円となっております、こちらにつきましては普通交付税が後年度にその分減るといような形です。ですので、今回基金に積み立てを行っております。

○飯澤匡委員 後段の県債管理基金の積立金ですが、他県との違いというのは、際立って何かあるのか、情報があればお知らせいただきたい。

○山田財政課総括課長 他県の状況というところでございますけれども、我々が調べた限りでは、基本的には地方交付税の追加配分等につきましては、国からもしっかりと基金に積むようにということになっておりますので、他県でも基本的には同様の取り扱いをしていると認識しております。

○飯澤匡委員 このような事例というのは、あまりないと思うのですが、国は、スケジュール的にいつごろ判断して、こういう措置がなされる仕組みになっているのか、その点についてお知らせください。

○山田財政課総括課長 委員御指摘のとおりでございますけれども、今回のような大規模な追加配分は、恐らく、平成元年から平成 4 年ぐらいの、いわゆるバブルの時期以来の事柄という形になっておきまして、通年であれば、基本的にはこのような追加配分等はないような状況ですので、例年のルーチンでありましたり、スケジュールというようなもので決められたものはないというのが正直なところでございます。

一方で、令和 4 年度の地方財政対策を検討するに当たって、国も 12 月、11 月の段階で、税収入の上振れに係る繰越金をどのようにするかという観点から、今般、令和 3 年度にお

きましては、12月ごろには大きな方向性というのが国においても決まったと承知しております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第49号令和3年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山田財政課総括課長 議案第49号令和3年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その4）の47ページをお開き願います。令和3年度岩手県公債管理特別会計の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億7,502万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,431億3,426万円としようとするものでございます。

補正の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の290ページをお開き願います。まず、歳入の1款財産収入、1項財産運用収入につきましては、県債管理基金の運用利子でございまして、183万2,000円の減額となっております。

291ページ、2款繰入金につきましては、一般会計の公債費からの繰入金でございまして、臨時財政対策債の繰上償還に伴い、45億681万円の増額となっております。

292ページ、3款県債につきましては、借換債の発行を抑制するもので、50億8,000万円の減額となっております。

293ページ、4款繰越金につきましては、前年度決算の整理によるものでございまして、1,000円の増額となっております。

次に、294ページ、歳出についてでございますけれども、1款公債費の補正の主なものにつきましては、県債償還利子の減などがございまして、合計5億7,502万1,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 50 号令和 3 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤澤副局長兼総務課総括課長 議案第 50 号令和 3 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 50 ページをお開き願います。令和 3 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,822 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 7,376 万 7,000 円としようとするものであります。

補正内容につきましては、便宜、お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 297 ページをお開き願います。まず、歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税、2 目使用料及び手数料及び 3 目軽自動車税環境性能割を合わせまして、計 1 億 8,097 万円余を減額しようとするものであります。

次に、1 枚おめくりいただきまして、298 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金は 1 億 274 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、299 ページ、歳出であります。1 款繰出金、1 項一般会計繰出金は、1 目県税、2 目使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて計 4,791 万円余を減額しようとするものであります。

次に、300 ページでございますけれども、1 款繰出金、2 項歳入歳出外現金繰出金は、1 目軽自動車税環境性能割に係る証紙収入を所在市町村に払い込むため、歳入歳出外現金に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて 3,031 万円余を減額しようとするものであります。

以上で令和 3 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 65 号和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵放射線影響対策課長 議案第 65 号和解に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により説明させていただきます。議案とあわせてごらんください。まず、1、提案の趣旨であります。東日本大震災津波に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響対策に要した費用で、平成 24 年度から 29 年度までに実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じないものについて、ADRセンターに和解仲介の申し立てを行ったところ、令和 3 年 12 月に ADRセンターから和解案の提示があったものです。この和解案により東京電力ホールディングス株式会社と和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、和解の相手方ではありますが、東京電力ホールディングス株式会社であります。

次に、経緯でございますが、これまで県では東日本大震災津波に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質影響対策に要した費用に係る損害賠償請求につきまして、まず相手方との直接交渉を行いまして、賠償金の支払いに至らないものについて、3 度にわたり ADRセンターに和解仲介の申し立てを行ってきたものであります。

令和元年 6 月定例会におきまして、第三次和解仲介申し立てとして、平成 24 年度から 29 年度までに実施した放射性物質の影響対策に要した費用のうち、東京電力が支払いに応じない 2,600 万円余について、あっせんの申し立ての議決をいただきました。その後、東京電力から、申し立て前に任意に賠償金 1,200 万円余が支払われ、さらに申し立て後も東京電力との交渉を継続した結果、任意に支払いを受けたことなどによりまして申立額 86 万円余を減額し、最終申立額は 1,300 万円余となったところでございます。

ADRセンターの審議が進み、令和 3 年 12 月に ADRセンターから、東京電力が県に対し 984 万円の支払い義務を負うことを内容とする和解案が提示され、令和 4 年 1 月に東京

電力がこの和解案を受諾する意思を表明しております。

2ページをごらんください。和解の内容及び和解額算定の考え方ではありますが、まず和解の内容につきましては、東京電力は県に対し、本和解成立後 14 日以内に和解金として 984 万円を支払うとするものであります。和解の条件といたしましては、本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、県が東京電力に対して別途損害賠償請求することを妨げないこと、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、県は東京電力に対し別途請求しないこと、本和解に関する手続費用は各自の負担とするものとしており、いずれもADRセンターから示された内容であります。

次に、和解額算定の考え方ではありますが、処分刈草の放射線量測定費、平成 24 年度分の職員向け研修等の費用、原木しいたけ再生産促進事業費、利用自粛牧草等処理円滑化事業費等につきまして、申立額の全額の賠償が認められております。また、道路清掃に伴う放射線量測定機器の校正点検料、風評被害調査費、放射性物質除去・低減技術実証事業費、平成 25 年度から 28 年度分の職員向け研修等の費用、放射線量測定業務に係る人件費等につきましては、申立額の一部を賠償することとされ、平成 29 年度の職員向け研修等の費用、一時保管施設の管理車修繕費等につきましては賠償が認められなかったところであります。

最後に、和解する理由についてでございますが、一つ目といたしまして事業の必要性等について、おおむね本県の主張が認められていると評価できること、二つ目といたしまして過去 2 回のADRセンターへの申し立てによる和解実績と比較して和解割合が高くなっていること、三つ目といたしまして和解の対象外とされた部分には和解の効力が及ばず、再度の和解仲介申し立てや訴訟の提起が妨げられないこと、四つ目といたしまして和解案を受諾せず、仮に訴訟を提起した場合、今回の和解案で示された額以上の賠償額を勝ち取ることができるかどうかは不透明であることなどを総合的に勘案いたしまして、顧問弁護士の意見も伺った上で本和解案を受諾し、和解することが適当と判断したものであります。

なお、3ページには参考資料といたしまして、これまでに県が東京電力に対して行った損害賠償請求、ADRセンターへの申し立て、和解の状況をお示ししておりますので、後ほどごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 まず 2 点、お伺いしたいのですが、和解をするということは、議決した上での結果が出たということだと思っておりますが、一部賠償が認められたといたしますか、和解案で認められなかった点は何なのか、それから、和解の効力が及ばないと判断をした根拠は何か、この 2 点について示してください。

○武蔵放射線影響対策課長 事業費に関しまして一部認められなかったものについてでございますけれども、まず例えば放射線量測定機器の校正点検料については、これは県の管理道路の空間放射線量を測定する機器を校正するための点検料でございますが、それに

については、平成27年度から平成29年度分については申立額の2割程度ということで認められたものです。その考え方といたしましては、県内の放射線量が安定しており、基準値を超える値を測定しておらず、測定の必要性としては認められるものの、事故から時間の経過とともに測定の必要性が減少してきているといった判断により減じられたものと聞いております。

同様の考え方がほかの事業にもございまして、例えば職員向けの研修等費用についても、これは放射線の理解を深めるためのセミナーですとか、市町村の担当者に対する研修などを行った事業費でございまして、こちらについては平成25年度から27年度分は5割、28年度分は3割ということで、時間の経過とともに割合が減じられてきております。こちらについても、考え方はサーベイメーターと同様の考え方です、時間の経過とともに理解が進んだり、必要性が減少してきたものというような考え方によるということ聞いております。

続きまして、2点目の和解の成立の効力が及ばないについてでございますけれども、今回和解が示されたものにつきましては、超える部分、すなわち認められなかった部分については、3割、2割ですとか、そういったものの考え方も影響を及ぼすものではないということが一つ。したがって、その部分について、改めて訴訟をするということについても可能であるということでございまして、従来からADRセンターはそのような立場、考え方というものでございます。

○飯澤匡委員 わかりました。こちらの見方とすれば、時間の経過とともに、何か相手方に有利な方向に進んでいる。和解ですから、相手方の主張も出てくるものだと思うし、今の説明でもわからないでもないかなという思いはしています。

平成29年までに実施した案件に対して、費用について和解したとなっておりますが、今後発生する要求額については、今どのような情勢にあって、ADRセンターへの和解を求めよう形に、ADRセンターにあっせんをするような状況にあるのかどうか、第三次申し立て以降の状況について把握しているところを示していただきたい。

○武蔵放射線影響対策課長 ADRセンターの第三次申し立て以降の状況についてにお答えいたします。

お配りしております参考資料のところに、現在これまでの損害賠償請求と支払いの状況、またADRセンターへの申し立て、和解の状況等を掲載しております。まず、1の表の一番下の欄、直接交渉の合計でございまして、請求額124億円余りに対しまして、合意額が113億円ほどとなっております、直接交渉分については91.1%の支払率となっております。

また、これらの直接請求で認められなかったものについて、ADRセンターへの申し立てをいたしました。今回和解が示されたのが第三次でございまして、そちらについては73.7%の和解割合ということで、直接交渉分とADRセンターへの申し立て分を合計いたしますと、支払率93.6%となっている状況でございまして。

また、令和元年度分、それから令和2年度分についても、第十二次請求、第十三次請求

ということで、毎年請求を行っております。こちらについては、1の表の令和元年のところをごらんいただきたいのですが、第十二次では約80.5%の支払いを受けておりますが、こちらについては交渉を継続しております。

また、令和2年度分については、昨年7月に請求を行いまして、現在交渉中ということでございます。こういった現在交渉中のものも含め、また支払いに至らなかったものについて、さらに第四次の和解申し立てをするか否かについては、今後弁護士等々あるいは市町村等とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際何かありませんか。

○工藤大輔委員 近年、SNSにより各部局等でさまざまな発信をする事業等を行っていることは理解しておりますが、現在のSNSの活用状況について、把握している点についてお伺いします。

○村上広聴広報課総括課長 県では、現在ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ユーチューブ、ライン、ティックトックの6種類のSNSを活用しておりまして、全庁で53アカウントが運用されているものと把握しております。その中のフォロワー数等でございますが、その中の半数以上はフォロワー数等が1,000名を超えているところでございます。特にフォロワー数等が多いものとしたしましては、新型コロナウイルス感染症対策パーソナルサポート、これはラインでございますが、19万人を超えているほか、ツイッターによる岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部のツイッターが5万人を超えております。私ども広聴広報課のツイッターは、7万人を超えているというところでございます。

○工藤大輔委員 53アカウントあるということで、今特に若い人たちの世代からすると、紙媒体だとか、テレビ等の媒体からの情報というよりも、やはりSNSを活用される方が非常に多いのだと、そしてそこからの情報をかなり多く信じながら、また得ながら過ごされているということで、この取り組みの強化は私は非常に大事かと思っています。

フォロワー数で見れば1,000名を超えているものが53アカウント中、半分を超えている

ということでしたが、特に各部局等で、コンテンツ等において特徴的にフォロワーを上げるような取り組みをしているだとか、何か取り組んでいる事例等があればお示し願いたいと思います。

○村上広聴広報課総括課長 私どももいろいろ確認している中では、委託を行っているところもございます。そういったところもありますが、ほとんどの発信している所属は、職員が自ら発信しているという状況でございます。それぞれ必要に応じて、ある程度ターゲットを念頭に置きながら発信しておりますが、私どもが把握しておりますのは、SNSの特徴としてやはりわかりやすい発信、動画ですとか、図表を使ったほうが理解が深まるというような声がありまして、そういったことに対応する必要があると各所属では認識しておりますが、なかなかその発信については難しいところがあると。継続して量を確保しながら発信するのが難しいという声を私どもは聞いております。

そうしたことから、本年度におきましても、私どもといたしまして、外部講師によりまして写真撮影の技術向上の研修ですとか、ツイッター社の社員の方をお招きしましてツイッター活用の研修ですとか、広報のデジタル化技術に関する研修などを実施しながら、各所属の運営しておりますSNSによる情報発信の質と量の向上を図るべく努めているところでございます。

○工藤大輔委員 今年度の取り組みはわかりました。来年度は、これを充実強化していくのか、あるいはコンテンツを各種充実させていくために、各部局の必要な情報をSNSの活用とフォロワー数のアップに向けた、目標などを掲げながら全庁的に取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

そして本会議等で質疑、答弁があったわけですが、来年度からDXの取り組みを強化するというので、その分野と直接ではないのかもしれませんが、恐らく行政上の何か、市町村の支援という答弁があったわけですがけれども、CIOを副知事、そして補佐官の人選を今しているかと思えます。来年度以降、全体的にデジタル活用しながら、岩手県の発信であったり利便性の向上をかなり強化していかなければならないと思います。それらの取り組みについて、現状で答えられる分野があればお答え願いたいと思います。

○村上広聴広報課総括課長 今委員からお話ありましたとおり、情報発信につきましてさらに充実強化が必要だと私どもも認識しております。先ほど御答弁申し上げました今年度の各種取り組みに加えまして、来年度は動画の効果的な撮影方法ですとか、編集技術を学ぶ研修、あるいは私どもも発信しておりますユーチューブの岩手県公式動画チャンネルをリニューアルしてサブチャンネルを開設するなどして、若手職員のチームを結成した形で県の魅力や取り組みを紹介する動画の発信についてもチャレンジしてまいりたいと考えております。

加えまして、SNSを活用した県民等との双方向のコミュニケーションということを行いまして、さまざま共同で取り組む意識を醸成していくということを狙いまして、当課におきましてラインを導入いたしまして、県政情報を発信したり、県民からの御意見を聞く

こととしておりまして、そうした必要な予算を令和4年度の当初予算案に計上しているところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。県内の方向けもあるし、移住、定住、観光分野等においても非常に効果的だと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、DXの関係は、実際CIOの関係も含めて、どのようなスケジュールで今後進めていこうとしているのか伺ひます。

○**白水総務部長** DXの関係で、CIO補佐官等の任命の関係でございます。これにつきましては、昨年の秋ごろから本格的に取り組みをしております。担当ベースでもそうですし、私のレベルでも、ちょっと固有名詞は控えますけれども、幾つかの通信会社、あるいは商社も含めてさまざまヒアリング等をさせていただいて、本来であれば直接会ってやればよかったですけれども、コロナ禍で一定の制約がありまして、オンラインでというような形が多かったのですけれども、やり取りをしております。

その中で感じましたのは、やはり行政のほうが非常におくれているというのは感じましたし、特に首都圏の管理者が多かったのですけれども、地方と首都圏との差というのを感じましたので、我々としてもやはりこれは危機感を持って対応していかないとはいけません。

スケジュールですけれども、今まさに人選を進めております。できるだけ新年度の早い段階で任命をさせていただいて、その際にしっかりと発表させていただきますけれども、体制を整えていきたいと思っております。本会議でも答弁いたしましたけれども、まずDXのCIOについては副知事が、これは国からも指針が出ておりますけれども、やはり庁内の組織の連携だとかということもございまして、副知事がトップになって、それは実質的にDX、あるいはICTなどの観点で、実質的に大所高所からサポートするという意味でCIO補佐官を任命して、さらにDX推進コーディネーターということで分野別に、例えば庁内でもシステムの更新とか開発もありますし、あるいはセキュリティーの関係もございまして、あるいは委員もおっしゃったように市町村への支援もございまして、あるいは民間の農業だとか、さまざまな分野の支援等、それぞれ専門的ですので、その分野毎のDX推進コーディネーターというのも外部の人材をできるだけ配置しまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、コロナ禍で制約はあるのですけれども、逆にコロナ禍こそDXの可能性だとか、よさというの、あるいはオンラインでやり取りするような文化だとかというようなものも経験もできておりますので、この状況をうまく生かしていければと思っておりますので、いずれもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 以前にも、この件を、一般質問で取り上げさせてもらいました。その際、調べた中で見ると、副知事が、その中のトップについている事例が他県でも多かったということ。補佐官には民間の方、通信会社、結構しっかりとそういった方が入って取り組まれていると思ひます。

岩手県の場合、情報関係の部局が数年置きに変わっている気がするのです。ふるさと振興部局から変わったりもしながら、現在においても業務を分けてやっている事例が見受けられますけれども、こういう組織を置くために強化していく際には、機動性を考えたり、実効性を高める体制も必要かと思えます。それについては、皆さん方がやりやすい形が一番望ましいと思うので、どうすべきとは申し上げませんが、民間の方が入っての活動になりますので、行政の常識ではなく、民間の方の常識を含めた体制の整備をお願いしたいと思います。最後に、何か考え方を聞いて質問を終わらせていただきます。

○白水総務部長 今重要な御指摘いただいたとっております。私も、政策地域部にいたときは、まさに科学・情報政策室と、それから行政経営というのは総務部にありまして、分かれていました。そのときに感じましたのは、科学・情報政策室を持っているので、庁内のシステムのハード面は持っているのですけれども、例えば働き方改革とか、そういうソフト面については総務部でやっていたので、もちろん連携はするのですけれども、私も部長の立場で、ちょっとやりにくかったというのが正直なところでございます。

それで今、総務部に移りまして、今まさにシステム関係と、それから行政経営も両方持っていますので、これは非常に進めやすかったというところがあります。取り組みとしては、御承知のとおりですけれども、働き方改革ロードマップというのをつくるのですけれども、それを実行するにはハード面の1人1台パソコンだとか、電子決裁のシステムの導入だとか、あるいはフレックスタイムのソフト面の導入だとか、さまざまソフトとハードと一体でやらないといけない部分がございます、それについては一定程度、進めてこられたと思います。

ただ、一方で限界がありますのは、対外的には例えば市町村の支援だとか、あるいは全庁挙げての農業だとか教育だとか医療だとか、さまざまな分野を今度はどうしていくかというのが非常に重要になってきていますので、それについては今もちろん、ふるさと振興部を中心に司令塔となってやっておりますので、来年度は引き続き庁内のDXも進めつつ、やはり対外的な、市町村の支援分も入れた、民間も含めた、そういったものにある程度力を入れていかないといけない段階だと思っております。いずれにいたしましても、関係部と連携をして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○熊谷ふるさと振興部長 ふるさと振興部で科学・情報政策室を持っております。総務部と連携しながら、DXの展開を行っておりますが、先ほど総務部長からお話ございましたとおり外部人材ということで、私どもの部にも配置していただけるということ。それから、職員といたしましても、特命課長でDX担当を来年4月から、外部人材との調整といえますか、橋渡しといたしますか、そういった形を担うことを想定いたしまして特命課長の配置等々、さまざま組織強化をいただいているところでございます。そういったことで、ふるさと振興部といたしましてもDXをさらに進めるために総務部と連携して今後取り組んでまいります。

○飯澤匡委員 大きく2点伺います。時間の制限があるので、ピンポイントで聞くので、

的確に教えてください。余計な説明は要らないので。

I L Cの推進に当たって、文部科学省の第2期の有識者会議の最終見解がありました。大体予想していたとおり、ブレーキをかけるものだというふうに私は思っています。岩手日報の論説に計6回あったのですけれども、今回、突き詰めればコスト論に終始したということだと思います。残念ながら、KEKはこの結果を受けて、スローダウンをせざるを得なかったというのが現状であり、そこで代わりの枠組みを設けると、矢継ぎ早にそういう方針を示したということだろうと思います。

今回の議論の中で、もうメディアに出たと思うのですが、I L Cジャパンの重職にある方から、立地問題を切り離して考えたかどうかというような話が出たのです。これは、ゆゆしき問題だと思います。この件に関して、岩手県はどういう考えを持って、また担当者といえますか、研究者の方々にどうやって働きかけるのか。これはいち早く軌道修正を図らないと、ますますI L Cの推進課題について変な方向にエネルギーを分化してしまう可能性があるのです。その辺に対する把握と、対応についてどういう状況にあるのか、それも含めながら御説明願います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 まず、確かに準備研究所設立というのはなりませんでしたが、加速器の部分をやるとするのは、準備研究所段階の課題の一つですので、その点での進展はあったと。

それから、立地の関係については、政府の国際交渉の関係から出てきた話かとは受けとめておりますけれども、KEKの講評の中でも国内での理解促進についての一元的なコミュニケーションの組織をつくって強化を図っていくということが発表されていまして、国内での理解促進はやっていくということで、そういう形のやり取りについてはKEKとかI L Cジャパンとも、我々も事務方ではありますけれども、やっていますので、そういう国内での取り組みについては引き続ききちんとかかわって、地元としては地元の取り組みをきちんと伝えていくと、研究者の活動を支援していくということで考えております。

○飯澤匡委員 そういうふうにもやっと答えないで、その点に対して軌道修正を図るべきだというのが私の考えです。県はどういう働きかけをするのか、したのか。もやっとしないで、ちゃんと的確に教えてください。

○高橋I L C推進局長 今副局長が申し上げました国内での理解促進ということについては、そういった国際的な研究施設ができることについてのメリットなりを訴えていくというものですので、それは当然誘致を前提にしたものというふうに確認しまして、私どもも協力するとしております。

また、今度の夏には、アメリカを中心にした学会でありますSnowmassプロセスというのがあるのですけれども、それには北上山地を建設候補地とする提案書を提出しているところを確認しておりますので、そういったことでも地元としては協力していくと考えております。

○飯澤匡委員 今の答弁でますますわからなくなったではないですか。だから、その点に

ついてピンポイントで答えてください。みんなそうやって思っているのだけれども、こういう言葉が表に出て変なふうの流れてしまうと、ますますおかしくなってしまうので、岩手県としてしっかりとした対応が必要だと言っているのです。それを研究者の中の議論でやるのではなくて、こっちは立地の有力な候補地だから、その点についてしっかりとしたメッセージを送るべきだと思うのです。何回も時間を取らせないでください。しっかりと答えてください。

○高橋 I L C 推進局長 国内立地については、北上山地は世界の研究者が認めた候補地だということに変わりはないということを確認しておりまして、それを前提に県としても取り組みを進めてまいります。

○飯澤匡委員 だから、そんなのわかっているの。その中で、コップに何か物を投げて荒げようとする発言が内部であったわけではないですか。J L C の一番のトップですよ、この発言をしたのは。こういうことではいかんのではないかと私は言っているのです。岩手県の対応はどうかのですか、研究者にどうやって働きかけるのですか、これを払拭するために。何回も聞かせないでください。ちゃんと答えてください。

○高橋 I L C 推進局長 繰り返しとなりますが、岩手県北上山地が候補地だということで活動を進めてまいりますし、それを前提とした研究者と地元との連携について、今後きちんと形づくっていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 だめだね、これでは。そんな体制では、こっちは候補地なのだから、もっとアンテナを高く、そこら辺はしっかり対応して、そんなの前提でちゃんと決まっているのだから、そこを荒げるような動きがあったということに敏感に反応しなければだめです。非常にながかりした内容の答弁だ。

そこで、年末に御案内のとおり、一関市と宮城県北の建設業協会の関係機関と一緒にあって誘致の促進大会を開きました。私もその中で、県境議連の会長の立場でお話をさせていただいて、そういう機会を得ましたけれども、コロナ禍ということもあったのですけれども、地元として何かやらなければならないという、こういう熱意は日増しに高まっていると。

しかし、この間、岩手県は何をやってきたのかということです。あの大会にしたって、あなた方の存在感はほとんどなかった。あの機会に、私は宮城県側といろいろ話をしましたが、こういうことを言っていました。岩手県が率先して動かないと、宮城県はなかなか動けないよと。宮城県は何でも手伝いをするから、そこら辺はしっかりやらしてもらわなければ困るというような話でした。

今までの経緯では、あなた方は当分は推進センターを中心にして、いろいろなこれからの地域デザイン等を考えているけれども、決して誘致を呼び込むような推進団体にはなっていないわけです。今年は、来年度の予算を増額して進めることになっているのですけれども、これから国会議員連盟のヘッドも代わって、いろいろ変わっていく中で、岩手県として、いかにして誘致に対して真剣な思いで取り組んでいるかという姿勢をしっかり示し

ていかなければならないのだけれども、その点についてはこれからどうやっていくのですか。私は、今の東北の推進センターの動きの中では、そういう動きが出てこないと思うのです。残念ながら。これからどうやっていくのですか。私は、非常に不満に思っています。9月定例会でもそのことについては厳しく追及しましたけれども、全然動きが見えないので、これからどうするのですか。

○高橋 I L C 推進局長 今委員から御紹介がありました超党派国会議員連盟の新体制ということもありますが、まずは東北のほうで、東北 I L C 推進協議会と各団体とで一丸となって進めていくということを見せていかなければならないと思っております。

去年の夏、岩手、宮城両県議会での合同要望、研修会等をやりまして、そういったことの動きもあって、12月の建設候補地近傍の自治体を中心になった決起大会といったものもあったかと思っております。

いずれ私どもも宮城県議会議員の方々からは、一般社団法人東北経済連合会ともっと連携して、東北地方としてやってくれという話を承っておりますので、いずれきちっとそういったところをこれから具体化していきたいと考えています。

○飯澤匡委員 では、その具体案を示してください。どうするのですか。

○高橋 I L C 推進局長 先般 K E K が公表しました準備研究所に代わっての枠組みでの国際共同研究については、いずれ令和5年度概算要求にまず関係経費が計上されることが大事かと思っております。そこに向けましてどういった要望活動を展開してというような、研究者の意見も聞いて、関係者と詰めていかなければならないと思っております。

さらに、その先なのですけれども、そこは超党派国会議員連盟の方々と一緒に考えていかなければならないと思っております。2月16日には議員連盟の総会もありましたけれども、これからどういったような進め方を国内でしていくのだという意見もあって、文部科学省も有識者会議の意見も踏まえて研究者と連携していくといったような話をしていたけれども、その辺は私どもも非常に注目しております。いずれ国内でどういうふうに議論を進めて、どう政策にしていくのだというところについて、いろいろ情報をいただいて、それに沿った形で活動を進めていきたいと思っております。

○飯澤匡委員 私の質問の趣旨を受け取らないで、自分たちがやっていることだけ並べているのです。きょうはもう時間がないから、予算特別委員会でもう一回聞きます。そういう何々の動きを見ながらという段階は、もう既に私は終わっていると思います。それを飛び越えて、岩手県が候補地としてどういう動きをするのか、これは大きな課題です。それが見えないので、私は非常に不満なのです。

私は、先ほど言った決起大会で一つの問題点を提起しましたが、局長、あなたもいたから覚えているでしょう。新たな観点で、これについては取り組んでいただきたいというのは、ほかの祝辞を言った方々にはなかったものを私はちゃんと提起したけれども、それについて何と言っていましたか。

○高橋 I L C 推進局長 恐縮です。正確に申し上げられません。

○飯澤匡委員 大体そんな感じですよ。私は、安全保障の観点からも多方面に働きかける、そういう努力をしてほしいということを言いました。それは小野寺五典衆議院議員がいたから、あえて申し上げたつもりです。岩手県としても、ただ単に科学技術や文部科学省サイドだけではなくて、例えば防衛省だとか、そういうところにも安全保障の観点でこういうメリットがあるから、ぜひとも御考慮くださいというようなことを要望活動しても、私は全然間違っていないと思います。きょうは、もうこれぐらいにしておきます。次、また厳しくやりますから。

2点目は、当初予算に提案されている岩手県150周年記念事業について。昨日も我が会派の工藤勝博議員が質問しましたが、岩手県が150周年という名称が出たのは、たしか明治5年です。しかし、県境が確定したのは明治9年です。150周年をやるというのだから、岩手県が誕生したというのは、ふるさと振興部としては、明治5年と考えてやるのか、その考え方についてお知らせください。岩手県が誕生したというしっかりとした起源、これは歴史的に重要な問題だから、その点についてどういう見解でこの事業を進めようとしているのか。事業の内容については後から聞くので、その見解についてきちんと示してください。

○熊谷ふるさと振興部長 今委員御指摘のとおり、岩手県という名称が確定して、令和4年が150周年、令和8年が県域が確定して150周年ということで、それは事実ということでございます。

実は、昭和47年に県政100周年記念というのが行われております。これは、実は岩手県に名称が変更になったところから起算して100周年というのをやっております。それは、事実は事実としてございます。ただ、我々といたしましては、やはり県域が確定したというのも非常に重要なことでありますし、今の岩手県の姿になったと、そういう理解の下に県域確定も含めて令和4年から令和8年まで、これを県政150周年の期間として位置づけて、今回こういう150周年の記念ということで、5年間にまたがる事業というものを御提案させていただいているところでございます。

○飯澤匡委員 時間がないので、詳しくは、悪いけれども予算特別委員会で、当該議員だけでも質問させていただきますが、確かに市制百何周年とか、町制百何周年というのは、そのオリジンは、起源はそこなのです。ただ、岩手県の状況というのは、知事が本会議でも答弁したとおり、歴史をこれからしっかり学ぶということを言うのであれば、そこら辺の情報はしっかり。きのうの答弁でも、これから検討会議とかなんとか会議をやって、これからやるという話でしょう。それは、どういう歴史の観点から進めようとしているのか、その基本的構想というのは、あなた方にあるわけでしょう。それをちゃんと示してください。

○熊谷ふるさと振興部長 事業の考え方でございますけれども、期間につきましては先ほど御説明申し上げたとおりでございます。令和4年度につきましては、まずはスタートということで、機運醸成が大事であろうと考えておりまして、県政とか産業等の歴史につき

まして、それを取り上げたホームページの開設でありますとかパネルの開催、それからさまざまイベントがございますが、150周年記念というような冠をつけるとか、そういう形でまずはスタートさせていただきます。今のところの考え方といたしましては、令和8年が県域確定ということでありますので、150周年について5年間でさまざま機運醸成してまいります。その集大成というような形でのシンポジウム、あるいは記念式典になるかどうか、これからの検討になりますが、そういったものを開催するような形も想定しております。具体的な方法等につきましては実行委員会等を組織し、実行委員会の御意見、民間の御意見等もお伺いしながら、県民全体が岩手県を考え、昔を懐かしみ、そして今後の岩手県を考えていく、そういった機会になるように徐々に機運を盛り上げ、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 昭和47年にどういう議論があったかわかりませんが、岩手の県境が確定して、岩手の県議会が第1回の会議を招集したときが本当の岩手県のスタートだと思います。

盛岡県が岩手県になったとき、確かにこれは明治5年なのだけれども、我々が住んでいる旧磐井郡の地区は参加していないわけです。そこには私たちの自治があり、岩手県の中には参画をしていない。だから、歴史の観点というのは非常に大事で、そのまま、150周年記念の中で、岩手県が誕生しました、後から磐井県、それから二戸郡が編入されましたという盛岡主体の考え方で進むのではないかと私は懸念しています。

この間、新型コロナウイルス感染症の飲食店の協力についても盛岡市だけ、根拠のないやり方で、私に言わせると。クラスターが発生していないのに盛岡市だけと。これは、多くの他地域の方々から、やはり岩手県は盛岡県なのだという声が、非常に高くなりました。そういうことも相まって、歴史の認識というのはしっかりやっけていかないと、そこを曖昧にしないで。岩手県というのは特別な、宮城県とは違うから。宮城県も150周年をやっているけれども、あそこは伊達藩の直轄下だから、全く文句が出ないわけです。文句は言いたくないけれども、そこをしっかりとおもんばかってやるべきだと、私はそう思います。

だから、150周年をしっかりとやるのは4年後の、明治9年に県域が確定したときではないかという私は意見を持っています。ほかの議員はどういう感想を持っているかわからないけれども、私はこの4年間、非常に混乱した様子ではあったけれども、その中にしっかりと自治の姿があつて、昨日も図書館に行って調べたら、第8巻水沢県、磐井県だけで1巻分の4年間の歴史がありました。そういうことをしっかりと尊重してやらないと、盛岡県が岩手県になったということの起源にして、確かに年号上はそうかもしれないけれども、実態は違うから、実態は。後で詳しく言いますが、石高にしても断然磐井県のほうが多いし、人口だってたったの10万人ぐらいしか変わらない。こういう状況の中で、本当に盛岡県が中心地になったのかというのは、私はその歴史をしっかりと捉えて150周年をやらないと、岩手県は本当の意味で歴史を評価して前に進めないと思います。

が、いかがですか。

○熊谷ふるさと振興部長 150周年記念の期間の考え方は、先ほど申し上げたとおりでございます。100周年がどうして名称確定のときを起算点としてやったか、私どもも調べましたが、まだ調べている最中でございます。ただ、大事なのは、やはり県域確定になった150年というのが今の岩手県の姿ですので、皆さんがこの150周年をよく考えるという部分を考えまして、令和4年から令和8年というような期間設定をさせていただきました。

いずれ歴史の正しい部分を正確に県民の皆様にお知らせし、お伝えし、そういった中で昔の岩手県を思い、考え、今後の岩手県を考えていただく、そういう機会、一緒に県民の皆様と考えていくよい機会にしたいと考えております。

○飯澤匡委員 私は、事を荒立てて地域の分断を進めようとしているつもりはありません。歴史認識だけです。それで、岩手県が他県と比べて旧藩同士の、いわゆる地域性の対立というのがないのは、やっぱり盛岡県の方々の鷹揚な受容ある考え方が非常によかったと思います。

最後に聞きますけれども、知事演述でも県境確定という話は前段で言いながら、最後の結びに知事が、岩手県が150周年を迎えましたと言い切ってしまうのです。これは非常によろしくないと思っていました。前段の部分までは、県境の部分についても言明があったので、これは百歩譲ってもいいかなと思ったけれども、改めてそういうふうに断言されると、言葉で残ってしまうわけだから。150周年についても、あやがついてしまうのです。詳しい調査をしたので、もう一回、予算特別委員会でも問題提起をさせていただきますが、基本的な考え方をもう少しきちんと整理しててください。

部長の答弁は8割方理解したけれども、このままでは、悪いけれども、南部藩中心の考え方で引っ張られて、我々が編入されました、ちゃんちゃんで終わったのでは、とてもではないけれども我慢できないから、その点についてはいかがですか。

○菅野ひろのり委員長 飯澤匡委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いします。

○飯澤匡委員 だから、終わりだと言っているのだから。

○熊谷ふるさと振興部長 知事演述のお話でございますが、言わんとするところは、私が先ほど説明した部分と思いは一緒でございます。いずれ県域確定となったのが大事であるということで、そういう150周年記念というものを令和4年から8年までやるというところでございます。

決して南部藩中心というような考え方は持っておりません。今の岩手県が大事でございます。そういったことで、歴史も含めて県民の皆様にご説明し、事業を展開していきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。
お疲れさまでした。